

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画等の策定について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、市町村に計画策定が義務付けられている「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期事業計画」という。）をはじめとする、子ども・子育て支援に関する「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」（以下「居場所計画」という。）及び「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「共育計画」という。）の4計画について、案を策定しました。

1 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画

本計画は主に子ども・子育て支援法に規定される市町村計画と次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に策定は任意と規定されている市町村行動計画を合わせた計画とし、基本的には現行の藤沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「現行事業計画」という。）を踏襲し、子ども・子育て支援に関する全体的な計画としています。

(1) 第2期事業計画の概要

本計画は第1章から第6章まで、及び資料編で構成されています。

ア 「第1章 計画策定にあたって」

本計画策定の背景及び趣旨、位置づけ等を掲載しています。

イ 「第2章 子ども・子育てに関わる概況」

本市の人口・世帯等の統計データや第5章に掲載している教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するために実施した「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」及び「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」の結果概要を掲載するとともに、現行事業計画の評価と課題を整理しています。

ウ 「第3章 計画の基本的な考え方」及び「第4章 子ども・子育て支援施策の展開」

第3章及び第4章については、次世代育成支援行動計画策定指針に基づき策定しました。

現行事業計画を引き継ぎ、めざす将来像を「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」とし、3つの基本的な視点を踏まえた6つの

基本目標にそれぞれ施策の柱を建て、将来像や基本目標を達成するための施策を柱ごとに位置づけています。

なお、「基本目標6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進」については、
共育計画を推進することで達成するものとし、共育計画の体系図を掲載して
います。

エ 「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方
策」

第5章は子ども・子育て支援法に義務づけられている、教育・保育及び地域子
ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めています。

なお、保育所についてはガイドライン、放課後児童健全育成事業（放課後児童
クラブ）については居場所計画、それぞれに整備計画を定めています。

オ 「第6章 計画の推進体制」

子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画
的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する」合議制の機
関として位置づけられていることから、子育ての支援者や学識経験者等で構成さ
れている「藤沢市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）
において、点検・評価を行い、いわゆるPDCAサイクルに基づき、中間年を目
途に必要な応じて計画の見直しを行います。

(2) パブリックコメントの実施結果

12月定例会において報告した第2期事業計画の素案について、広く市民の意
見を聴取するため、令和元年12月10日から令和2年1月17日までパブリッ
クコメントを実施しました。

その結果、3人から22件の意見が提出され、うち1件の意見を計画に反映し、
一部記述の加筆、修正をしました。

なお、これらの意見に対する市の考え方は、令和2年2月7日から市のホーム
ページで公表しています。

2 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）

本計画は第2期事業計画において推計した「教育・保育の量の見込み」に対応す
る保育の受け皿確保をはじめ、既存保育施設の再整備及び公立保育所のあり方を柱
とした計画としています。

(1) ガイドラインの概要

本計画は7つの項目で構成されています。

ア 「1 計画策定の趣旨」から「3 計画期間」まで

本計画策定の趣旨、計画の位置づけ及び計画期間を掲載しています。

イ 「4 保育をとりまく状況」

本計画の対象となる就学前児童人口の推移と今後の見通し及び待機児童の状況等に関する統計データを掲載しています。

ウ 「5 前計画の達成状況と課題」

平成27年度から令和元年度を取組期間とした前計画の達成状況と課題を掲載しています。

エ 「6 計画区域」から「7 具体的な確保方策等」まで

本計画の計画区域と第2期事業計画において推計した量の見込みに対する具体的な確保方策として、認可保育所等の新設等による定員拡大（5カ年で2,026人）や保育士確保策の強化など具体的な取組を位置づけています。

(2) 令和2年4月に向けた定員拡大見込み

次期ガイドラインを前倒しして選定した西南地区の認可保育所の開所延期及び第2湘南まるめろ保育園の定員拡大により、令和2年4月に向けて現時点で482人の定員拡大を見込んでいます。

地区	施設名	事由	拡大数
北部	湘南あかね保育園	令和元年度公募による新設	64人
中部	善行・学びの保育園	令和元年度公募による新設	64人
	五反田つばさ保育園	分園の本園化整備に伴うもの	23人
	第2湘南まるめろ保育園	4歳児の定員拡大	22人
東南	藤沢ひばりっこ保育園	旧藤沢高校跡地再開発に係る新設	90人
	白旗保育園	園舎の建替えに伴うもの	15人
	ミラッツ湘南鶴沼保育園	令和元年度公募による新設	80人
	(仮称) きっずワン弥勒寺保育園	令和元年度公募による新設	64人
西南	藤沢本町雲母保育園	令和元年度公募による新設	60人
合 計			482人

3 藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

放課後の児童の居場所の充実を図るという観点から、放課後児童クラブの整備に加え、地域子どもの家・児童館における利用方法の拡充及び新たな運営方法の検討、放課後子ども教室等の整備・活用についての計画を新規に策定しました。

(1) 居場所計画の概要

ア 「第1章 計画策定にあたって」

計画の背景・趣旨、計画の位置づけ、期間・対象、これまで本市が取り組んできた子どもの居場所づくりについて説明しています。

イ 「第2章 放課後児童クラブについて～第2期放課後児童クラブ整備計画」

第2期放課後児童クラブ整備計画（以下「第2期整備計画」という。）は、居場所計画の中に位置づけます。

第2期整備計画では、第2期事業計画において推計した「放課後児童健全育成事業」の量の見込みに対応する、計画期間中に放課後児童クラブの整備が必要な小学校区及びクラブ数を決定しました。

(ア) 第2期整備計画の内容

計画期間の5カ年で13クラブを整備し、令和2年4月の定員4,389人から333人の定員増を行い、4,722人とする予定です。

(イ) 令和3年4月開所に向けた公募

第2期整備計画で予定する13クラブのうち、3小学校区における放課後児童クラブの設置運営事業者の公募を実施します。

a 小学校区

鶴洋小学校区，大越小学校区，新林小学校区

b 開所日

令和3年4月1日

c 児童クラブ定員

60人

d 児童クラブ公募のスケジュール

令和2年1月 事前周知

2～4月 募集要領発表・公募期間

5月 選考委員会実施・設置運営事業者選考

ウ 「第3章 子どもの居場所について」

平成30年度に実施した「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」（以下「実態調査」という。）において、放課後の子どもの居場所のニーズが高い結果となったことを踏まえ、地域子どもの家・児童館，放課後子ども教室といった施設・事業について、利用時間・利用方法の拡充，実施場所の増設を図ることをめざします。

(ア) 地域子どもの家・児童館の運営方法の検討

地域子どもの家・児童館における飲食，開館時間の延長，学校から直接来館するランドセル来館について，利用者や運営委員等からの意見集約，他自治体事例の確認等を行い，課題を検証したうえで，新たな取組の検討を行います。

なお，令和3年4月に開所を予定している「(仮称) 大道子どもの家」において，関係者と協働し，運営方法の拡充について試行的に取り組んでいきます。

(イ) 放課後子ども教室の実施校の拡大

現在，市内3小学校で実施している放課後子ども教室については，放課後子ども教室の整備に向けた方針に基づき，地域子どもの家や児童館等の子どもの居場所が整備されていない6小学校区を中心に，整備をめざします。

(ウ) 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮世帯をはじめ、多様な生活課題や背景を抱える子どもの学習の場を市内に3カ所設置し、学習支援や体験活動などを提供するとともに、進学や養育に関する保護者への相談支援等を実施しており、今後もニーズに合わせ事業展開を図ります。

また、自立相談支援事業の相談支援員やコミュニティソーシャルワーカーは、地域での子どもの居場所や学習を支援する活動等に関する情報収集や、連携ができる関係づくりを進めています。

エ 「第4章 地域における多様な居場所について」

たきのさわパラダイス、こまよせランドといった地域の縁側事業や、NPO・学生団体など市民団体が主体となり展開する地域における子どもの居場所事業について、実施主体との連携や行政による有効な支援方法について、検討を行い、今後の連携の方向性について述べています。

(2) パブリックコメントの実施結果

12月定例会において報告した居場所計画素案について、広く市民の意見を聴取するため、令和元年12月10日から令和2年1月17日までパブリックコメントを実施しました。

その結果、21人から50件の意見が提出され、うち11件の意見を計画に反映し、一部記述の加筆、修正をしました。

なお、これらの意見に対する市の考え方は、令和2年2月7日から市のホームページで公表しています。

4 藤沢市子ども共育（ともいく）計画

本計画は子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）において、努力義務とされた市町村計画として策定しました。

また、第2期事業計画の基本目標6の実施計画にも位置づけています。

(1) 共育計画の概要

本計画は第1章から第5章まで及び資料編で構成されています。

ア 「第1章 計画の策定にあたって」

本計画策定の背景及び趣旨、位置づけ等を掲載しています。

イ 「第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況」

子どもの貧困に関わる統計データとともに、実態調査の結果概要を掲載し、これらから把握した12の課題をまとめています。

ウ 「第3章 計画の基本的な考え方」及び「第4章 施策の展開」

本計画の「めざす基本的な方向性」として「だれひとり取り残さない あたた

かい地域共生社会の実現に向けて」と第2期事業計画の副題を定めました。

めざす基本的な方向性の実現に向けた計画推進の6つの基本的な視点と、視点を踏まえ12の課題に対応する6つの施策方針を定めました。さらに施策方針ごとに施策の柱を立て、それぞれにめざす方向性を定め、具体的な施策を柱ごとに位置づけています。

なお、子どもを取り巻く問題が複雑化、困難化する中では、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域総ぐるみで対応することが重要なため、「施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる」に「柱5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進」を素案に追加しました。

エ 「第5章 計画の推進」

本計画は庁内体制を強化し、推進するとともに、子ども・子育て会議において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、いわゆるPDCAサイクルに基づき、必要に応じて計画を見直します。

また、子どもの居場所の数や子どもの自己肯定感を指標として設定し、推移を把握することで施策の効果測定します。

(2) パブリックコメントの実施結果

12月定例会において報告した共育計画素案について、広く市民の意見を聴取するため、令和元年12月10日から令和2年1月17日までパブリックコメントを実施しました。

その結果、2人から13件の意見が提出され、うち1件の意見を計画に反映し、一部記述の削除をしました。

なお、これらの意見に対する市の考え方は、令和2年2月7日から市のホームページで公表しています。

5 各計画の今後のスケジュール

令和2年	3月下旬	各計画策定・刊行
	4月～5カ年	計画期間

以 上

(事務担当 子育て企画課・青少年課)